

(目的)

第1条 市民生活の向上と、新しい横須賀文化の創造に寄与すると認められる個人及び法人を除く団体(特定非営利活動法人を含む)に対して、その事業に必要な費用の一部を助成し、市民の文化及び生涯学習活動のより一層の振興を図ることを目的とする。

(対象分野)

第2条 対象分野は当該各号に定めるところとする。

- (1) 美術
- (2) 音楽
- (3) 演劇
- (4) 文学
- (5) 舞踏
- (6) 文化財保護
- (7) 生活文化 (華道・茶道)
- (8) 郷土研究
- (9) 生涯学習活動
- (10) その他(1)から(9)に準ずる分野

(対象事業)

第3条

- (1) 文化及び生涯学習活動成果発表事業(作品展・発表会等)
- (2) 刊行物発行事業(ビデオ・ディスク類等も含む)
- (3) 文化及び生涯学習活動研修事業(研修会・講習会等)
- (4) 文化及び生涯学習団体備品整備事業(楽器・郷土芸能用具等、事業に必要な備品の整備)
- (5) 文化財保護事業
- (6) その他助成審査会が必要と認めた事業

(対象経費)

第4条 対象経費は当該各号に定めるところとする。

- (1) 会場費
- (2) 印刷費
- (3) 審査員、講師等謝礼
- (4) 備品整備費
- (5) 文化財修理費
- (6) その他(1)から(5)に準ずる経費

なお、(3)「審査員、講師等謝礼」及び(6)の「その他(1)から(5)に準ずる経費」

については別表のとおりとし、前条（6）の「その他、助成審査会が必要と認めた事業」については、対象経費は助成審査会が審査して決定するものとする。

（申請者の資格）

第5条 公益財団法人横須賀市生涯学習財団（以下「財団」という。）の後援名義使用承認を受けた事業（刊行物発行等を除く）で、日常の活動が横須賀を拠点とし、市民の文化及び生涯学習の発展を目的として、一定の活動実績があるか、またはその見込があつて、次に該当する事業を行う個人、団体が助成を申請できる。

（1）助成の対象となる事業の目的が適切で、その実施が確実であるもの。

（2）助成の対象となる事業が広く市民に公開されるもの。

ただし、以下（イ）から（ホ）に該当するものは特別の理由がある場合を除き助成の対象としない。

（イ）特定の団体の宣伝及び営利を主たる目的とする事業。

（ロ）学校教育法で規定されている学校、各種学校、専修学校の行う文化行事及び部活動。

（ハ）塾、教室等の成果発表事業。

（ニ）成果発表の内容が、申請者の自己研修の域にとどまる事業。

（ホ）横須賀市から補助金を受けている団体。

（助成額）

第6条 助成額は財団の予算の範囲内で決定し、申請一件に対しての助成額は、原則としてその対象経費の20%（1,000円未満は切り捨て）とし、10万円を限度とする。

同一個人、団体への助成は、原則として同一年度一回とする。ただし、会場等の都合など、やむをえない事情により事業実施が翌年度に延期となった場合は、再度、助成審査会において審査し、理事長が助成の可否について決定する。

2 実施された事業が申請内容と著しく異なるときは、助成の取消し、又は助成額を変更することができる。

（助成の申請方法）

第7条 助成を申請する個人、団体は、様式第1号による文化及び生涯学習事業助成申請書に必要な書類を添付し、7月末日（当該年度4月から3月までの事業）までに財団に提出する。

事業内容に変更がある場合は、速やかに財団に変更届を提出する。

（助成の決定方法）

第8条

（1）助成内容審査のため、助成審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（2）助成審査委員（以下「審査委員」という）は、理事、評議員の中から10名以内で理事長が委嘱し、任期はその理事、評議員の在任期間とし、重任を妨げない。

- (3) 審査委員は、互選により委員長を選任し、議長は、委員長がこれに当たる。
- (4) 委員会は、審査委員の現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- (5) 委員会の議事は、出席した審査委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (6) やむを得ない理由のため、委員会に出席することができない審査委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の審査委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した審査委員とみなす。
- (7) 委員長は毎年8月に委員会を開催し、申請書を審査し、その結果を理事長に提出する。
- (8) 理事長は委員会の結果を勘案し、助成先、助成額を決定し対象者に通知する。
(様式第2号)

(助成金交付申請及び事業報告書の提出)

第9条 助成を受ける個人、団体は助成の対象となった事業の決算書（領収書等の証票を含む）刊行物、ポスター、チラシ、プログラム等事業の実績を示す資料を添付した助成金交付申請及び事業報告書（様式第3号）を事業終了後速やかに財団へ提出する。

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付は、原則として事業終了後、助成金交付申請及び事業報告書に基づいてこれを行う。助成対象経費が助成決定時の予算を下回ったときは、助成額を減額することができる。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和60年度年に限り、4月1日までの助成申請を6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】 1

第4条（3）の審査員、講師等謝礼とは以下のとおりとする。

・助手・解説者・発表者・コーディネーター・指揮者・伴奏者・演奏者・歌唱者・司会者
ほか外部から招聘する出演者の謝礼、及び申請する催事に必要な外部から招聘する係員に対する謝礼

第4条（6）のその他(1)から(5)に準ずる経費とは以下のとおりとする。

- ・会場看板製作費
- ・楽器等借用料及び運搬費
- ・著作権使用料
- ・ピアノ調律代
- ・催事にかかる消耗品（事務用品等）
- ・コピー複写代金
- ・郵送料